

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：36201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02692

研究課題名(和文) 処遇困難な少年院在院者への社会復帰支援プログラムの開発に向けた基礎的研究

研究課題名(英文) Fundamental Study on Support Program of Reintegration into Society for Juveniles Inmates with Special Needs

研究代表者

北川 裕美子 (Kitagawa, Yumiko)

四国学院大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：20747191

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究結果から、少年院出院後の社会復帰支援を考える上で、施設内処遇においてソーシャルコンタクトの視点から少年同士の交流の機会を充実させること、社会内処遇において少年が施設在院中から出院後の生活環境を調整し、少年との対話を重視したかわりをもつこと、社会内処遇・施設内処遇の両面においてとに関する共通認識を図れるような機会を作ることが必要であることが明らかとなった。また、ノルウェー等で展開されている、少年院を含む矯正施設外の地域の公的・民間団体等が、矯正施設と連携を図りながら、矯正施設のサービスを担う「インポート&エクスポートモデル」の導入についても検討する必要性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究から、矯正施設が福祉・医療・教育的支援について地域の社会資源を積極的に活用し、オープンな形でそれぞれの役割、職業アイデンティティ等について異なる理解をもつ専門職が集まり、交流をするような組織づくりを構築することの重要性が示唆された。ノルウェーでは1990年代よりこのような仕組み導入しており、エビデンスに基づく実践が展開されている。今後も引き続き日本における同様のモデル導入の実現可能性を検討することで、少年院をはじめ、家庭、教育、福祉、保健、医療など、子どもを取り巻く現場にいる人々に対して、学術的な拠り所となる考え方や有用な指針を提示する一助と成り得ると考える。

研究成果の概要(英文)：Considering the support for the social reintegration of juveniles after release from the juvenile training school, it became clear that the following are necessary: 1) Enriching opportunities for interaction between juveniles from the perspective of social contact within the facility. 2) Adjusting the living environment for juveniles from their time in juvenile training school to their post-release life and emphasizing dialogue-based interactions during community-based treatment. 3) Creating opportunities to establish a shared understanding of the abovementioned points (1 and 2) in both community-based and facility-based treatment. Furthermore, the study suggests considering the implementation of the "Import & Export Model" in Japan, which is currently being implemented in Nordic countries.

研究分野：社会福祉学・子ども学

キーワード：少年院 非行少年 若年犯罪者 社会復帰支援 インポートモデル エクスポートモデル ソーシャルコンタクト

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2015年の新少年院法制定に伴い、「在院者の社会復帰支援に関する訓令」が通達され、適切な帰住予定地選定や、出院後に利用可能な医療機関や福祉サービスの確保、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の発給等、多職種・多機関との連携・調整が求められている。このような社会復帰支援については、少年院に配属されているソーシャルワーカーが実施していることが多い。

さらに2022年度の少年院法改正により、矯正教育の実施状況や、在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情に加え、聴取した心情等その他の被害者等に関する事情についても考慮するものとするとの規定が加えられた(44条3項)。このように、少年院がコーディネーターとしての役割を果たし、医療・福祉関係機関を含めた更なる連携の推進が大きな課題となっている。

一方でノルウェーを含む北欧では、非行少年においては15歳から18歳までについては刑務所に収容しないことを原則とし、地方自治体や福祉の一領域としての社会復帰支援が中心とされている。

日本でも、より良い社会復帰支援を考える上で、少年を取り巻く家族や、家庭、学校、職場、地域など多様な環境面を視野に入れたアプローチが必要であると思われるが、他の公的教育機関・児童福祉施設と比べ、「法令による拘禁」であり、閉鎖性・拘束性の強い環境での生活を余儀なくされるという特質からも、まだ十分に確立されてはならず、少年院出院後の社会復帰支援に特化したプログラムの開発が喫緊の課題である

2. 研究の目的

本研究においては、少年院出院後に、自立した生活を営む上で困難を有するとされる在院者に対し、入院から出院後までを見据えた、有用的かつ実効性の高い社会復帰支援のあり方を検討するために、多機関・多職種連携等に関する実態把握及び具体的な社会復帰支援のプロセス等について明らかにする。

3. 研究の方法

文献研究および調査研究を行った。調査研究については以下の内容の通りである。

- (1)少年院の職員を対象とした社会復帰支援に関する聞き取り調査の実施
- (2)少年院出院者に対する継続的な社会復帰支援に関する聞き取り調査の実施
- (3)ノルウェーにおける矯正サービスに関する聞き取り調査の実施

4. 研究成果

(1)少年院に勤務する法務教官と社会福祉士(精神保健福祉士も含むため、以下福祉士とする)を対象に、これまでの処遇困難で社会復帰支援を必要とする少年院在院者に関する事例について聞き取りインタビュー調査を行った。調査内容は、福祉士がこれまでに関わった社会復帰支援の事例について、処遇の実施から社会復帰へと至る段階までを体系的に、それぞれの過程で生じた葛藤体験、成功体験、今後の課題等に関する語りの分析から、社会復帰支援事例の整理・検討を行った。子どもの非行あるいは非行化の予防を考える上で、在院中から、帰住先である地域や家族に向けた、出院後の生活環境の調整等を行っていくことの重要性が示唆された。

(2)少年院生や職員等に対して性暴力や性被害に関する研修を実施しているNPO法人の理

事長にインタビューを実施し、子どもが加害者でありながら被害者でもある場合に、支援者側はどのような視点でかかわることが重要であるのか等について聞き取り調査を行った。どのような障害であったとしても、それがスティグマとならないような配慮や対応策の検討が必要であると考え。また、そのことについて社会内処遇・施設内処遇の両面において共通認識を図れるような機会を作ることの重要性が示唆された。

(3)少年院出院後における社会復帰支援としての福祉的就労のあり方について検討するために、就労継続支援 A 型事業所で作業をしている出院生やスタッフを対象にインタビュー調査等を実施した。出院後に福祉的就労に身を置く中で、様々な場面で葛藤を経験していることがわかった。また、家族やスタッフが、本人が自分を取り巻いている状況をどのように理解し、どのようなことに困っているのかといったことを、本人との対話を通して理解するプロセスが、本人のリフレクションにも繋がると推察した。さらに、本人が置かれている状況や問題を言語化、視覚化するなどして整理することが重要であることが示唆された。

(4)ノルウェーで若年者の居住支援をしている施設に訪問した。施設では行政（区）を通して依頼があった子どもたちの住居支援をしており、現在はオスロ市内に 230 か所で子どもたちが暮らしている。その中には、少年刑務所から出所した子どもも含まれており、そのような子どもが支援を受ける場合には、少年刑務所の中で子どもとのインテークを数回行い、居住アセスメントを行っている。子どもたちへの支援をする上で重視している点として、安心して住める住居、経済的安定、アクティビティ、ネットワークづくり、メンタルヘルスがあげられた。

また、ノルウェー矯正局のスタッフから聞き取り調査を行った。2024 年現在で、少年刑務所はノルウェーに 2 か所あり、在院者は全体で 8 人程度であるとのことであった。刑務官は受刑者に対して人道的なかわりをもつことを重視しており、1990 年代以降、修復的司法の概念を取り入れたニルス・クリスティが 1970 年頃より提唱している「インポート&エクスポートモデル」を積極的に適用している。「インポート&エクスポートモデル」とは、刑務所の外の地域社会のサービスを担っている公的機関が、刑務所でのサービスを担う仕組みのことを指し、矯正施設がオープンに政府・市町村・赤十字等と連携して再犯防止に向けた取り組みを行っている。

日本においては、社会内処遇と施設内処遇とで管轄が異なり二分されているが、管轄を超え、医療的・教育的支援等も含め地域における社会資源を積極的に活用し、オープンな形でそれぞれの役割、職業アイデンティティ、職業倫理について異なる理解をもつ専門職が集まり、交流をするような組織づくりを構築することが重要であると考え。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Yumiko Kitagawa
2. 発表標題 Creating a seamless support system in Correctional Education - the practice of social welfare support for Juvenile delinquents in a Japanese juvenile training school -
3. 学会等名 12th Annual Asian Criminological Society Conference (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 近藤雄介・北川裕美子
2. 発表標題 福祉の支援を要する少年院在院者に対する社会復帰支援について
3. 学会等名 日本矯正教育学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小田桐 早苗 (Odagiri Sanae) (10461245)	川崎医療福祉大学・医療福祉学部・講師 (35309)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------